

テーマ：特定施設の届出・管理

背景：

大気・水質・騒音・振動などの特定施設には届出が必要ですが、届出漏れを防ぐためには実態の把握が重要です。そこで、各社にアンケートを実施し、困り事やアイデアを収集しました。これらの情報を共有し、届出業務の改善に向けた参考材料とします。

アイシン高丘

F T S

住友ゴム工業

トヨタ自動車

大岡技研

協豊製作所

豊田化学工業

フタバ産業

アンケート実施（Microsoft Forms利用）

【協定協議会（事例研究部会）】官庁届出に関するアンケート 〆切11/20(水)

事例研究部会から、2点お願いがあります（いずれも〆切11/20(水)）

- ・各社法令対応部署（行政への届出窓口 全社・各工場どちらでもOK）にて、本アンケートに回答いただけると幸いです。
- ・届出施設にラベルを貼り付けている会社様は、ラベル等の画像を、環境の保全を推進する協定協議会／ファイル共有システム <<https://kankyou-hozen-org.ssl-xserver.jp/share/>>へアップロードしていただくと幸いです。

【参考】覚えておきたい環境法令 騒音・振動（第2版）令和5年2月版

<https://kankyou-hozen.org/cms/wp-content/uploads/2023/12/04_souonshindou.pdf>

22/36ページ 届出漏れをしないためには（参考例）をご覧ください。

アンケート結果については、事例研究部会内で共有し、会社名は伏せた状態で最終報告資料に利用させていただきます。

アンケート、ラベル提供に ご協力ありがとうございました

全体アンケート結果（23社から回答あり）

皆様 回答ありがとうございました

【全般】 届出書類を作成するのは、どちらの部署ですか？

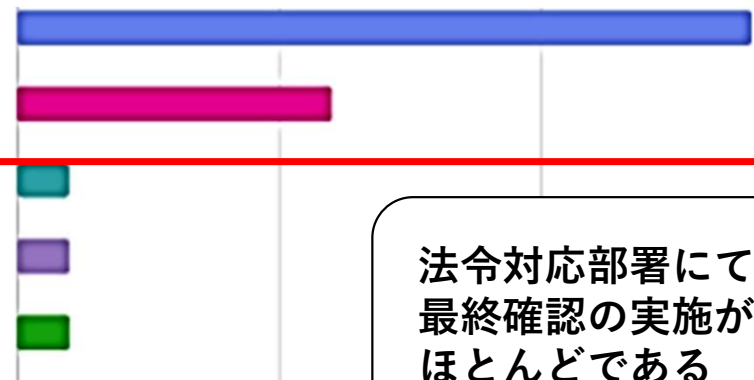
● 法令対応部署…行政への届出窓口（全社分）	12
● 法令対応部署…行政への届出窓口（所属工場分/工場単位で対応）	7
● 法令対応部署…行政への届出窓口（所属工場・所属部署の関係施設分/部署単位で対応）	2
● 施設発注部署…施設導入計画部署	6
● 施設使用部署…施設使用・管理部署	2



届出書：法令対応部署
仕様書：施設発注部署 等
分業している場合もあり

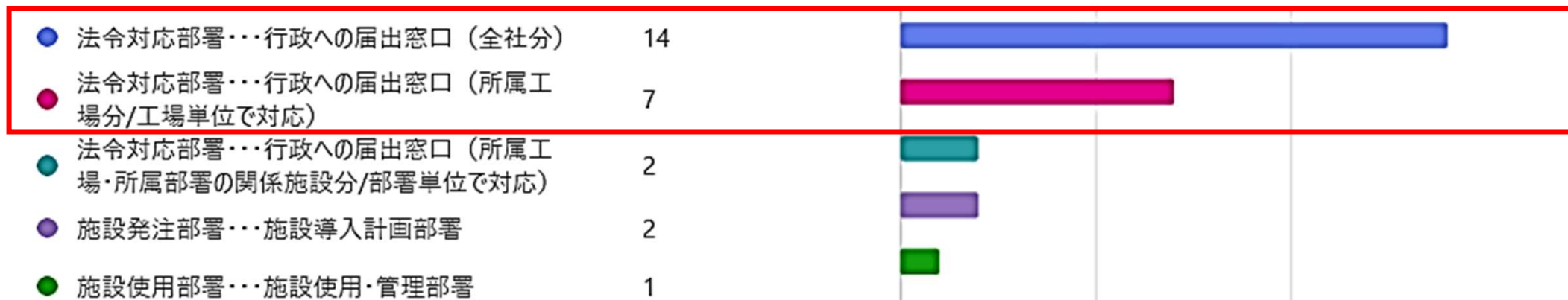
【全般】 届出書類の内容を最終確認するのは、どちらの部署ですか？

● 法令対応部署…行政への届出窓口（全社分）	14
● 法令対応部署…行政への届出窓口（所属工場分/工場単位で対応）	6
● 法令対応部署…行政への届出窓口（所属工場・所属部署の関係施設分/部署単位で対応）	1
● 施設発注部署…施設導入計画部署	1
● 施設使用部署…施設使用・管理部署	1



法令対応部署にて
最終確認の実施が
ほとんどである

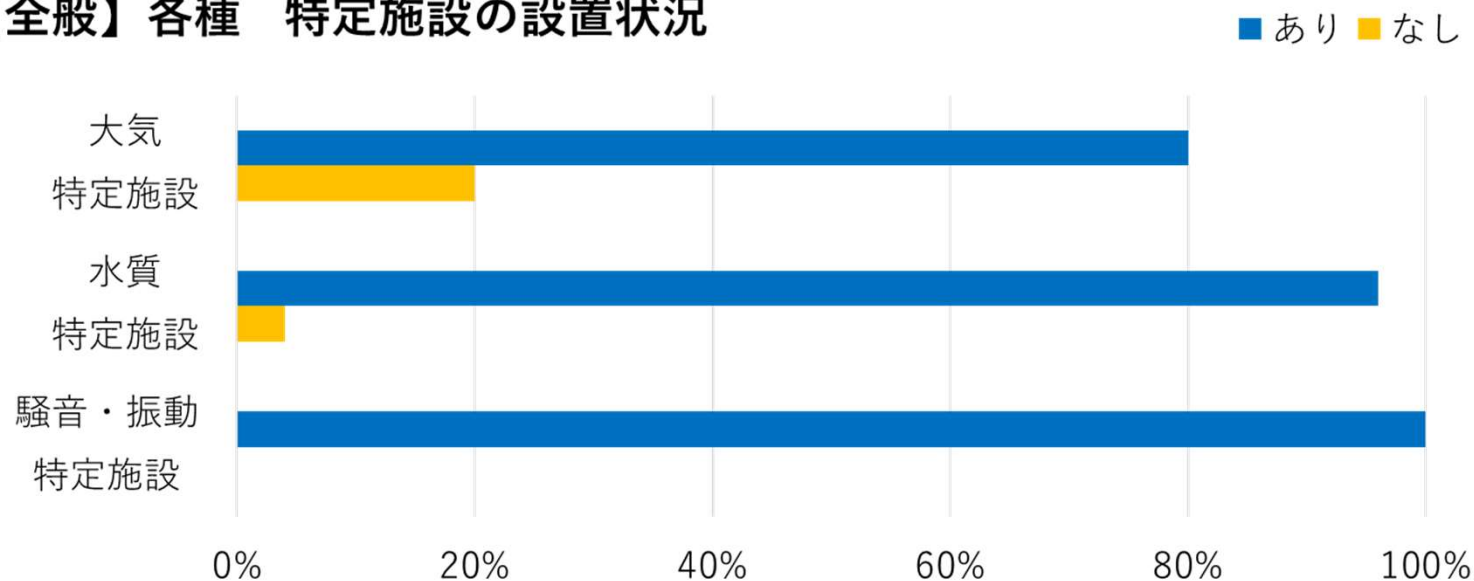
【全般】 届出書を提出するのは、どちらの部署ですか？



【全般】 届出内容の事前相談・協議するのは、どちらの部署ですか？

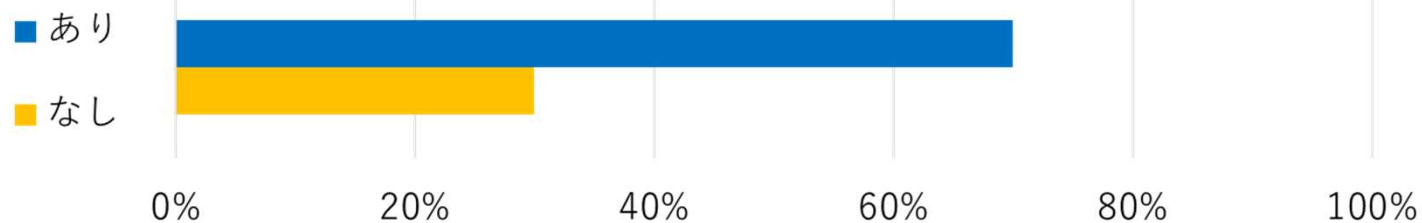


【全般】各種 特定施設の設置状況



全ての会社で、
特定施設の届出を実施

【全般】特定施設等の届出遅れ（過去5年間）

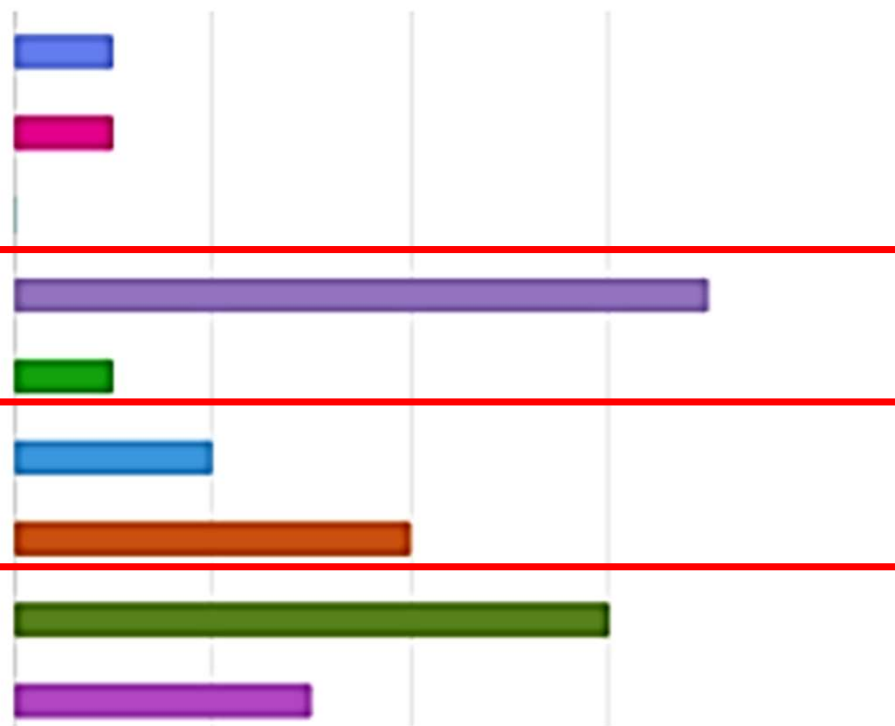


7割の会社で
届出遅れの発生あり

特定施設の届出業務は共通、不安もあり

【全般】 大気・水質・騒音・振動の特定施設の総数を選択してください

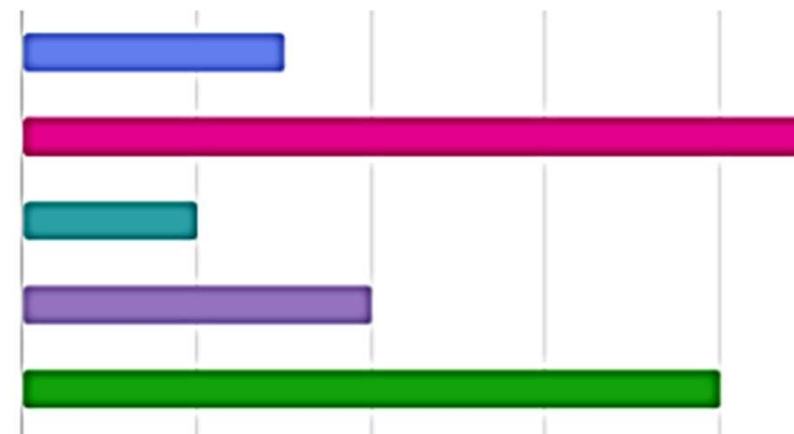
● 所属工場分・工場平均) 10台未満	1
● 所属工場分・工場平均) 10～50台程度	1
● 所属工場分・工場平均) 50～100台程度	0
● 所属工場分・工場平均) 100～500台程度	7
● 所属工場分・工場平均) 500台以上	1
● 全社分) 50台未満	2
● 全社分) 50～100台程度	4
● 全社分) 100～500台	6
● 全社分) 500台以上	3



半数以上の、会社・工場で 100台以上を管理中

【管理面】 特定施設等の棚卸を実施されていますか？

- 毎年、全数確認している（資産のたな卸しと連動して） 3
- 毎年、全数確認している（資産のたな卸しとは別に） 9
- 毎年、部分的に確認している 2
- 必要に応じて、全数確認している 4
- 必要に応じて、部分的に確認している 8



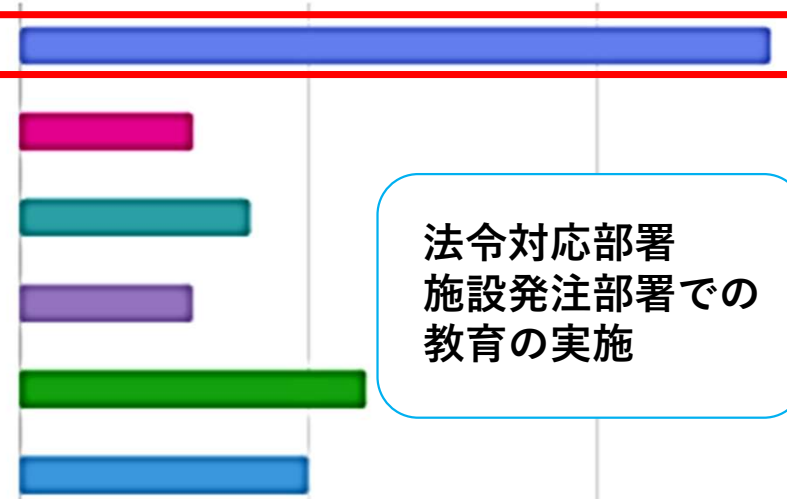
その他（抜粋）・定期的に確認するルールを検討中

【管理面】 特定施設等の管理面の、困り事を記入下さい（抜粋・整理）

- ・ 書類（台帳・一覧表やマップ等）と、現物の不一致
例）マップのレイアウト変更に従いきれない
- ・ 担当者の異動等により、管理面が低下（属人化、後任育成に課題あり）

【新設時】 特定施設等の官庁届出が必要なことを、どのように周知徹底していますか？

- 計画時の稟議書類等で注意喚起する 13
- 施設発注部署内で、初回教育を実施する（新入社員・転入者向け） 3
- 施設発注部署内で、定期的に教育を実施する（在籍者向け） 4
- 施設発注部署毎に、事務局と担当者を決める 3
- 法令対応部署等が、施設発注部署に対して定期的に教育を開催する 6
- 法令対応部署等が、施設発注部署に対して定期的に監査を実施する 5



法令対応部署
施設発注部署での
教育の実施

（例）稟議書類等に注意喚起

手配開始予定日 (= 着手予定日)	
完成予定年月	VIMS取込後に表示
計画金額	0 千円
検取予定	千円
	千円
	千円
	千円
	千円
管理No.	
官庁届出	年月
撤去資産	0

部署名		
日付		
室長	GM	担当
TOPへ		
内線:		
1. 自部署計画分		0 千円
2. 他部署計画分		千円
総額(1+2)		0 千円
(*)環境支援システムへの入力 未		
(*)環境C/S No.		
官庁届出		
届出		年月

（例）教育動画を作成、展開

環境順法教育

順法・異常苦情：環境リスクを認識し、環境への貢献を自分事化しよう！

各法規の概要

順法・異常苦情：各法規の概要についてです

【新設時】 どの特定施設等に該当するか、確認する仕組みがありますか？

- システムやツールによる自動判定 2
- 計画時の稟議書類等に一覧を掲載 8
- 法令対応部署がマニュアルを作成し、一覧を掲載 10
- 施設発注部署がマニュアルを作成し、一覧を掲載 3
- その他 8

その他（抜粋）

- ・ 法令対応部署が、稟議書類等を確認する
- ・ 法令対応部署が、施設発注部署にヒアリング
- ・ 専用帳票の起票を、社内に周知徹底
- ・ 間違いやすいポイントを、どんどん追記する

（例）判定ツール 設問を選択すると、届出要否が表示される

水質汚濁防止法特定施設の届出要否確認

* 選択肢から選択。選択により回答が設問にある場合があります。

設置予定施設名	選択①	回答①	選択②	回答②
洗浄機	-			
水検槽	-			
塗装ブース	○	ウォーターカーテンがあるか？	×	届出不要
スクラバー	○	水や薬液を使用するか？	○	水濁法 特定施設設置届出書が必要

👉ここから選択

注) pHの確認は、SDSにある値と設置予定の設備にあるタンク容量から算出すること。

（例）社内マニュアル

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

**騒音・振動関係施設
(騒音・振動が発生する施設)**

騒音・振動規制法（概要）
工場・事業所における事業活動に伴って発生する騒音・振動について必要な規制を行い、生活環境を保全し国民の健康を保護することを目的としている。
⇒著しい騒音発生源のうち指定の施設を**特定施設***1とし、設置・変更・廃止時の届出を義務付け
*1 プレス機、鍛造機、切断機、送風機、鋳型造成機等
⇒地域別（住専、商業、工専等）、時間帯別（昼、朝夕、夜）に敷地境界での基準適合を勧告

【新設時】 アイデア

① 仕様確定、設備発注のタイミングで、届出窓口に情報が入る仕組み

- ☑仕様に基づいて特定施設に該当するかを判断できるツールや一覧表を整備
- ☑『社内連絡書（特定施設新規・移動・改造・廃却連絡書）等』を使用し、施設発注部署から法令対応部署へ連絡（回付・メール配信等）
- ☑施設発注部署主体の会議体（生産準備会議等）で、環境法令対応状況も確認

② 届出施設ラベル・明示板

導入後、法的要求事項がある設備であることを周知する

(例) 一覧表

設備・工事 法令チェックシート

該当に ○	設備名 工事内容	確認項目	仕様	環境法令								
				環境部門								
				騒音	振動	水濁	大気	土壌	フロシ	浄化槽		
	ベンディングマシン	原動機定格出力	ロール式3.75kW以上	●								
	液圧プレス	方式	すべて対象									
			矯正プレスを除くすべて	●	●							
	機械プレス	呼び加圧力	294kN以上	●								
			すべて対象		●							
	せん断機	原動機定格出力	3.75kW以上	●								
			1.00kW以上		●							
	プラスト	方式	タンプラスト以外で密閉式を除く	●								
			すべて対象		●							
	切断機	方式	とじしを用いるものに限る	●								
			高速切断機に限る									

法の対象施設名

区分、関係法令	環境公害					
	1 大気汚染防止	2 大気汚染防止法（アスベスト届出対象）	3 水質汚濁防止法 地下水	4 騒音防止法	5 振動防止法	6 廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
対象確認方法						
熱源設備	吸収式冷凍機	-	○	-	-	-
	蒸気冷凍機（ガス、重灯）	○	○	-	○	○
	圧縮式冷凍機（ターボ、レシプロ、スクルー）	-	-	-	○	○
	冷却塔	-	-	-	○	○
	空冷（HPE/シュールラー）	-	-	-	○	○
	ガス、重灯蒸気暖房機器	○	○	-	○	○
	冷温水ヘッダー	-	○	-	-	-
	蒸気ヘッダー	-	○	-	-	-
	熱交換器（オイル&ウォータ）	-	○	-	-	-
	オイルタンク（燃料タンク）	-	○	-	-	-

社内にある
施設の一般名称

【変更（移設・改造・記載事項変更）時】 変更連絡を、どのように受けますか？



その他、具体例（抜粋）

- ・ 施設環境連絡会（1回/月）で、口頭で情報共有
- ・ 特定施設の変更時には計画部署が「環境公害事前検討依頼書」を起票することにより、法令対応部署に連絡が入る。
- ・ 設備改造の計画時にチェックリストにて確認される
- ・ ISO帳票で法の要否チェックシートを使用し、関連部署でのクロスチェックを実施

【変更（移設・改造・記載事項変更）時】 困り事を記入下さい（抜粋・整理）

法令対応部署としての 情報 入手方法
しくみに未織り込み、社内変更申請様式なし
法令対応部署が動かないと変更の 連絡 がなかなか来ない。
法令対応部署から聞かれるもので、施設発注部署・施設使用部署自ら 連絡 するものではないという誤認がある。
施設発注部署・施設使用部署は、 連絡 に自発性が無い。
法令対応部署に 連絡 がない、ISO帳票によるチェックシートの展開がない。
移設、撤去の際に変更計画部署（現場・立案部署）から 連絡 が来ない。
施設発注部署・施設使用部署は、特定施設とは何なのか、自部署に何が何台あるのか知る意欲も無い。
施設発注部署・施設使用部署は、「届出は法令対応部署の仕事だから自分達には関係ない」という認識。
施設発注部署・施設使用部署への 届出 が必要なことの周知徹底
施設発注部署・施設使用部署で、 連絡 が必要なことが分かっても 連絡 してくれない担当者が一部いる。
施設発注部署・施設使用部署が、 届出 の必要性を知らずに、 届出期限 に遅れる場合が稀に有った。
届出は施設発注部署が行うが、 法的なこと に関して担当者のレベルが低い
施設発注部署・施設使用部署に 判断 する知識がない。
法令対応部署に 情報 が来た時には 計画 が進行しており、 無理矢理な届出日程 や インフラ整備 になる。
法令対応部署への 移設時 の 連絡 が 遅れる ことがある。
設備の 移設・改造 が突然実施されることがあり、 期限内 に対応ができずに 遅延 となる。
現場で簡単に 変更 できるものについては 網羅 で来ていない可能性がある
りん議案件の全数チェックで歯止めを掛けているが、この方法では 届出期日のタイミング に間に合わない可能性がある
変更時には環境委員会で報告を受けているがもれが発生するリスクもある。
環境公害事前検討依頼書、特定施設シールともに、関係者の気づきに頼る面があるため、完璧に変化点を押さえることが難しい。
チェックシートを確実に回覧しないと抜けが出てしまう可能性はある
届出書の記載事項変更の情報入手が難しい（液の変更は周知徹底しやすいが、その他は説明しにくく難しい）

困り事が多数あり

法令対応部署へ
変更に関する連絡が
入りづらい

施設発注部署 施設使用部署

- ・連絡してくれない
- ・届出への理解不足

変更時
期限に間に合わない
案件が多い

【変更（移設・改造・記載事項変更）時】 工夫やアイデアを教えてください（抜粋・整理）

マニュアル（特定施設管理要領書）に変更時の要領記述、特定施設変更届(様式)の整備で 仕組み化
移設や改造を行なう場合、 設備導入事前検討書を発行 してもらう。 その書類を以って、社内で各種届出の必要性の有無を審査する。
定例委員会での毎月 情報収集
毎年、法令対応部署（事務局）から全社的に台数の 変更がないか声かけ を行って確認している。
変更しやすいものに限定した 現地監査 を検討中
ISO14001の内部環境 監査 にてサンプリングで特定施設をチェックする。
地道に、施設発注部署・施設使用部署へ 周知徹底のアナウンス をする
移設・変更に関与する人（施設発注部署・施設使用部署）の感度を上げるためには、 教育による 再周知 や環境月間を通した 意識向上 が必要と考えている。
施設使用部署・施設発注部署に 都度教育 本社から全工場向けの e-ラーニングの実施
施設発注部署・施設使用部署の担当者レベルで社内 教育 等
施設発注部署・施設使用部署への法令 教育 （検討中）
施設発注部署・施設使用部署スタッフへの 教育 を実施
変更時の報告義務について、施設発注部署・施設使用部署への 教育 を検討中。
現状は、対応してくれない担当者（施設発注部署・施設使用部署）へ直接 注意喚起 している。
施設発注部署・施設使用部署のキーマンの育成
チェックシートだけでは不足を感じ、施設使用部署・施設発注部署にExcelシートのQAで判断いただく りん議案件の全数チェックにより歯止めを掛ける。
届出の移管（法令対応部署 → 施設発注部署・施設使用部署）を検討中。
特定施設に ラベル が貼ってあるため、移設・改造時に変更届が必要なことは、比較的周知徹底しやすい。

法令対応部署による

- ・ マニュアル・項目追加
- ・ ルール化
- ・ 情報収集
- ・ 監査によるPDCA

施設発注部署

施設使用部署への周知徹底

- ・ 継続した教育
- ・ キーマンの育成

- ・ よくある質問をまとめる
- ・ 届出施設ラベルも周知徹底には有効

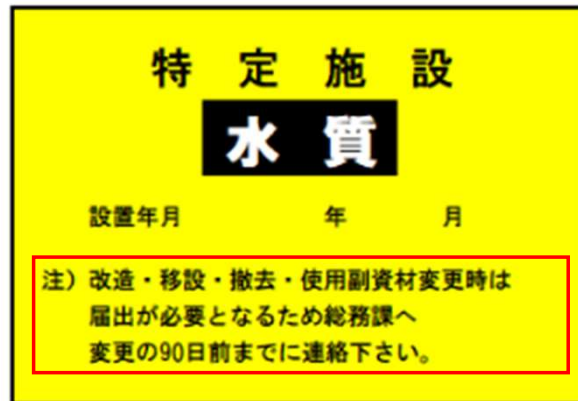
【変更（移設・改造などの変化点発生）時】アイデア

- ① **変更に関する、仕様確定・設備改造等のタイミングで、届出窓口に情報が入る仕組み**
 - ☑『社内連絡書（特定施設新規・移動・改造・廃却連絡書）等』を使用し、施設使用部署等から**法令対応部署へ連絡（回付・メール配信等）**
 - ☑**施設使用部署 主体の会議体**（製造部等）で、変化点を共有し、届出窓口へつなげる

- ② **届出施設ラベル・明示板**

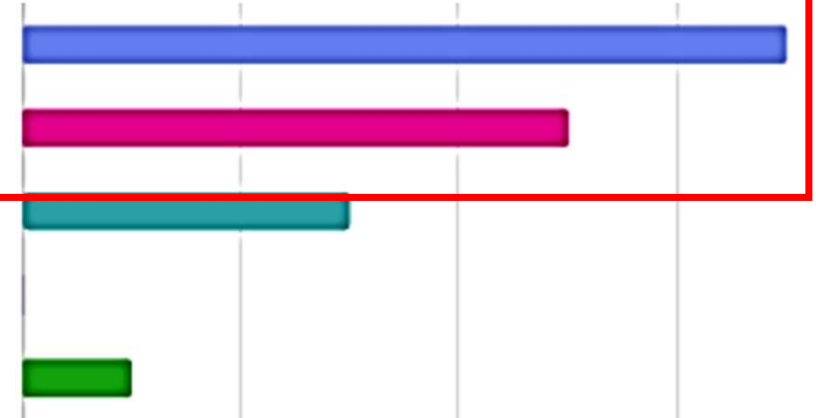
変更時に、官庁届出が必要な旨を記載し、注意喚起する

（例）届出施設ラベル



【廃止（廃却・撤去）時】 廃止連絡を、どのように受けますか？

- 施設発注部署・・・施設廃止計画部署 から直接連絡を受ける 7
- 施設使用部署・・・施設使用・管理部署 から直接連絡を受ける 5
- 施設発注部署・・・施設廃止計画部署と定期的な情報交換を行う 3
- 施設使用部署・・・施設使用・管理部署と定期的な情報交換を行う 0
- 施設の現地確認で発覚する場合がある 1



【廃止（廃却・撤去）時】 困り事を記入下さい（抜粋・整理）

施設発注部署・施設使用部署からなかなか 情報 が来ない。
施設発注部署・施設使用部署は、 連絡 に自発性が無い。
一時休止していた設備が、廃止される時に、 連絡 が無い事がある。
施設発注部署・施設使用部署からの 連絡 が滞る場合がある。
施設発注部署・施設使用部署からのISO帳票チェックシートでの 情報 展開がない。
施設発注部署・施設使用部署で、 連絡 が必要なことが分かっているにもかかわらず 連絡 してくれない担当者が一部いる。
施設発注部署・施設使用部署が、 届出の必要性を知らずに、届け出期限に遅れる 場合が稀に有った。
施設発注部署・施設使用部署へ、 届出が必要なことが周知徹底されていない
施設発注部署・施設使用部署が、 特定施設であることを認識していないことがある
施設発注部署・施設使用部署に 判断する知識 がない。
りん議案件の全数チェックで歯止めを掛けているが、 この方法では届出期日のタイミングに間に合わない可能性がある
環境公害事前検討依頼書、 届出施設ラベル ともに、関係者の気づきに頼る面があるため、 完璧に変化点を押さえることが難しい
届出施設ラベル・明示板の紛失による情報把握の遅れ、 明示板返却ルールが徹底できない
工場総務の監視体制（設備設置・稼働状況の確認）は良いのだが、人に頼る状態なので難しい
資産管理が難しい。 古い施設では管理番号が無い、または管理方法が異なり意味不明。 新しい施設でも管理不足で管理番号紛失することがある
廃止届を 後回し にされることが多い（ そのまま忘れてしまう ）
更新工事なら工事業者が旧施設を処理してくれるが、単なる廃止では自社で処理業者を探すことになり、 契約のある業者で済まなかった場合は 施設の処分 が進まない。 そうとは知らずに適当な業者に出そうとしたり、他の廃棄物に混ぜようとしてたりされる。
更新ならメーカーに回収を依頼するが、 廃止であれば 廃棄物処理業者に対応 の可否を確認し、場合によっては設備の分解が必要。

困り事が多数あり変更時と類似

法令対応部署へ
廃止に関する**連絡**が
入りづらい

施設発注部署
施設使用部署
・連絡してくれない
・届出への理解不足

【廃止時】特有の困り事もあり

- ・後回しにされる
- ・設備の適正処分
- ・現地現物は人が必要

【廃止（廃却・撤去）時】 工夫やアイデアを教えてください（抜粋・整理）

定例委員会での毎月 情報収集
毎年、法令対応部署（事務局）から全社的に台数の 変更がないか声かけ を行って確認している。
ISO14001の内部環境 監査 にてサンプリングで特定施設をチェックする。
地道に、施設発注部署・施設使用部署へ 周知徹底 のアナウンスをする
廃止に関与する人の感度を上げるためには、教育による 再周知 や環境月間を通した 意識向上 が必要と考えている。
施設使用部署・施設発注部署に都度教育 本社から全工場向けの e-ラーニング の実施
現状は、対応してくれない担当者（施設発注部署・施設使用部署）へ直接 注意喚起 している。
施設発注部署・施設使用部署のキーマンの育成
りん議案件の全数チェックにより歯止めを掛ける。
廃却時に 届出施設ラベル を、法令対応部署へ返却してもらう
廃却起案時 に特定施設であるかの 確認項目追加 を検討
廃却稟議書 発行ルールを社内に周知する。
撤去を検討し始める段階で必要な届出リストでチェック
工場の中を確認して設備の撤去等に注意している。
定期的に資産管理しているシステムとデータの突合せを行い、不整合の設備についてはヒアリングを実施する。
廃棄物 置場の立哨。
廃棄物 処分について環境事務局が担当する（適正処分しているか確認）。

変更時と類似した工夫やアイデア

- 法令対応部署**による
- ・ マニュアル・項目追加
 - ・ ルール化
 - ・ 情報収集
 - ・ 監査によるPDCA

- 施設発注部署**
施設使用部署への周知徹底
- ・ 継続した教育
 - ・ キーマンの育成

【廃止時】特有の工夫やアイデア

- ・ 資産廃却時
既存の社内帳票に追記
- ・ 資産管理データとの連携

【廃止（廃却・撤去）時】アイデア

① 変更に関する、仕様確定・設備改造等のタイミングで、届出窓口に情報が入る仕組み

- ☑ 『社内連絡書（特定施設新規・移動・改造・廃却連絡書）等』 を使用し、施設使用部署等から 法令対応部署へ連絡（回付・メール配信等）
- ☑ 施設使用部署 主体の会議体（製造部等）で、変化点を共有し、届出窓口へつなげる

② 届出施設ラベル・明示板

- ☑ 廃止（廃却・撤去）時、手続きが必要であることをに注意喚起
- ☑ 届出施設ラベル・明示板を、届出窓口や法令対応部署へ返却させる

（例）社内連絡書

No.	関連する法規制	該当施設・設備	チェック項目	*YES・NOの判定		
				YES	NO	量
1	工場立地法	土地・緑地・建物	緑地・建築面積に変更あるか			
2	振動規制法	液圧プレス・機械プレス・せん断機 (騒音・振動規制対象施設一覧を参照)	新しい種類及び能力の施設を設置するか(振動規制該当設備)			
3	騒音規制法	ハンディカマツク 液圧プレス・機械プレス・せん断機・圧縮機 (騒音・振動規制対象施設一覧を参照)	新しい種類の施設を設置するか(騒音規制該当設備)			
4	水質汚濁防止法	合併処理施設、総合排水処理施設・油水分離槽、設備 洗浄機・メッキ・塗装設備・焼入れ施設等	特定施設を設置するか 構造、使用の方法に変更はあるか または 廃止するか 有吉物質を使用するか			
26	PCB廃棄物特別措置法	安定器・トランス・蛍光灯・水銀灯	PCBを含んでいるか			
27	建設リサイクル法	資材の再資源化に係る建設工事	リサイクル廃棄物が出るか			

導入部署	検 討 結 果		総務課	官公庁届出		確認者	導入部署
	<input type="checkbox"/> 法規制に該当する項目はありません。	<input type="checkbox"/> 法規制に 1項目が該当します。		<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要		

記録保管：5 3年間

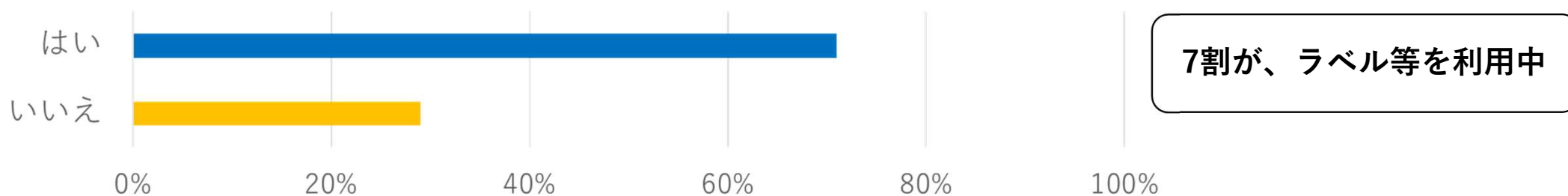
（例）届出施設ラベル

法令特定施設・第一種特定フロン機器 明示板		
機器種類	法令特定施設	第一種特定機器
関連法令	騒音・振動	フロン排出抑制法
管理番号	NHA-001	ド-1(コ-1)
分類	圧縮機	
施設名	コンプレッサー1号	
登録(設置日)	2003年 8月 1日	
行政届出日	1990年 9月 14日	
ライン名・設置場所	第1工場 工務事務所上	
定格出力・能力等	37 kW	

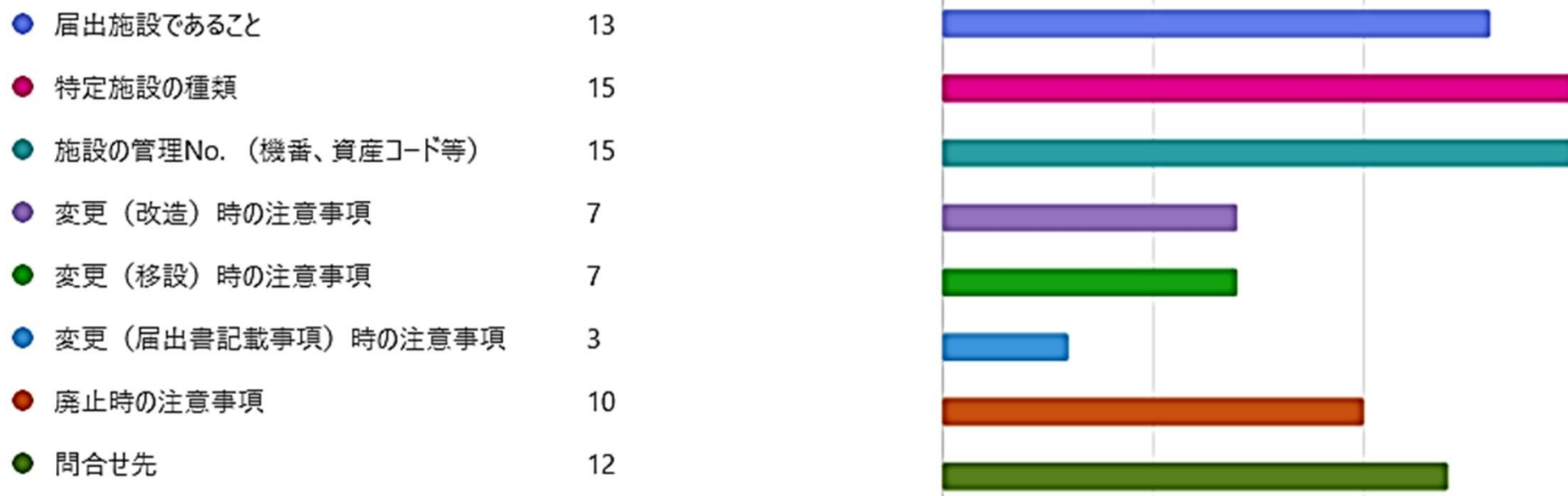
【管理者の実施事項】

1. 誰もが見やすい位置に掲示
2. 汚れ・破損した場合は環境部門へ連絡し、再発行
3. 廃却時は環境部門へ返却

【管理面】 届出施設にラベル等を貼り付けていますか？



【管理面】 届出施設にラベルに、どのようなことが記載されていますか？



届出設備ラベル・明示板等 (法令毎ラベルタイプ)

水 特定施設
届出日 機番

注意 廃止、変更の場合は官庁届出が必要です。
(変更とは…構造変更・使用液変更・移設等)
必ず プラント・環境技術部生産環境室または
地区環境保全事務局へ事前連絡下さい。

騒振 特定施設
届出日 機番

注意 廃止、変更の場合は官庁届出が必要です。
(変更とは…構造変更・使用液変更・移設等)
必ず プラント・環境技術部生産環境室または
地区環境保全事務局へ事前連絡下さい。

特定施設
水質

設置年月 年 月

注) 改造・移設・撤去・使用副資材変更時は
届出が必要となるため総務課へ
変更の90日前までに連絡下さい。

大 特定施設
届出日 機番

注意 廃止、変更の場合は官庁届出が必要です。
(変更とは…構造変更・使用液変更・移設等)
必ず プラント・環境技術部生産環境室または
地区環境保全事務局へ事前連絡下さい。

騒 特定施設
届出日 機番

注意 廃止、変更の場合は官庁届出が必要です。
(変更とは…構造変更・使用液変更・移設等)
必ず プラント・環境技術部生産環境室または
地区環境保全事務局へ事前連絡下さい。

特定施設
騒音

設置年月 年 月

注) 改造・移設・撤去時は、
届出が必要となるため総務課へ
変更の60日前までに連絡下さい。

粉 特定施設
届出日 機番

注意 廃止、変更の場合は官庁届出が必要です。
(変更とは…構造変更・使用液変更・移設等)
必ず プラント・環境技術部 生産環境室
又は地区環境保全事務局へ事前連絡下さい。

○ 特定施設
廃止届出済

本設備は 付けて官庁へ
廃止届出を提出しています。
再稼働をする場合は官庁届出が必要です。
必ず プラント・環境技術部 生産環境室
又は地区環境保全事務局へ事前連絡下さい。

法定施設
**騒音・振動
防止**

法定施設
**水質汚濁
防止**

法定施設
**大気汚染
防止**

注意！フロン排出抑制法 対象設備！
この設備を廃棄する場合は、
フロンの回収が必要で、
フロンの回収記録を実施する場合は
DASを参照してください。
"DAS 611001 フロン排出管理基準"
機番: _____ 設置: _____ 年 月

法定施設
**騒音
防止**

法定施設
**振動
防止**

届出設備ラベル・明示板等（共通ラベル 選択タイプ）

法定届出設備

<input checked="" type="radio"/> 特定機械・設備	ばい煙発生施設	<input type="radio"/>
<input type="radio"/> 危険・有害な作業機械	水質特定施設	<input type="radio"/>
<input type="radio"/> 高周波発生施設	粉じん発生施設	<input type="radio"/>
<input type="radio"/> 高圧ガス施設	ダイオキシン特定施設	<input type="radio"/>
<input type="radio"/> 危険物	騒音・振動発生施設	<input checked="" type="radio"/>
<input type="radio"/> その他	産業廃棄物処理施設	<input type="radio"/>

移設、変更（仕様、副資材等）、廃止の際は
安全・環境の管理部署へ連絡すること

管理 No. SF-066

法定届出設備

<input type="radio"/> 特定機械・設備	ばい煙発生施設	<input type="radio"/>
<input checked="" type="radio"/> 危険・有害な作業機械	水質特定施設	<input type="radio"/>
<input type="radio"/> 高周波発生施設	粉じん発生施設	<input checked="" type="radio"/>
<input type="radio"/> 高圧ガス施設	ダイオキシン特定施設	<input type="radio"/>
<input type="radio"/> 危険物	騒音・振動発生施設	<input type="radio"/>
<input type="radio"/> その他	産業廃棄物処理施設	<input type="radio"/>

この設備を廃止、移設、改造する場合は
安全・環境の管理部署へ連絡すること

管理 No. _____

環境関係法令対象施設

施設の変更、改造、廃止時は必ず予知へ連絡
連絡先：PE課係長・環境課係長

<input type="checkbox"/>	ばい煙発生施設
<input type="checkbox"/>	粉じん発生施設
<input type="checkbox"/>	VOC排出施設
<input type="checkbox"/>	水質特定施設
<input type="checkbox"/>	騒音発生施設
<input type="checkbox"/>	振動発生施設
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物処理施設
<input type="checkbox"/>	高周波利用設備
<input type="checkbox"/>	その他条例等に定める施設

届出設備ラベル・明示板等（共通ラベル 記入タイプ）



法令特定施設・第一種特定フロン機器 明示板		
機器種類	法令特定施設	第一種特定機器
関連法令	騒音・振動	フロン排出抑制法
管理番号	NHA-001	ド-1(コ-1)
分類	圧縮機	
施設名	コンプレッサー1号	
登録(設置日)	2003年 8月 1日	
行政届出日	1990年 9月 14日	
ライン名・設置場所	第1工場 工務事務所上	
定格出力・能力等	37 kW	
<p>【管理部署の実施事項】</p> <p>1. 誰も見やすい位置に掲示</p> <p>2. 汚れ・破損した場合は環境部門へ連絡し、再発行</p> <p>3. 廃却時は環境部門へ返却</p>		

24.07

法定届出施設 社内管理用ラベル	
ラベル番号	D - ゴ - ●●
該当法	騒音・振動特定施設 (県条例)
法で定める種類	合成樹脂用射出成形機
工場名・対象設備	成形第●工場 ●●号機
環境管理部署へ連絡が必要となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 騒音又は振動の防止方法を変更 (対策工事などにより騒音・振動が小さくなる場合も含む) 移動、譲渡、廃棄
ラベル更新日	●年 ●月 ●●日
発行元	環境管理部署 (内線: ●●●●) ※安全環境部の手承を得ず、ラベルを剥がさないこと

届出設備ラベル・明示板等（変更・廃止時の注意を記載）

環境法 届出施設

法律 管理No.

機番

●●●●●

廃止、移設をする場合は環境担当部署へ事前連絡のこと

AC 法定届出施設 社内管理用ラベル

ラベル番号	D - ゴ - ●●
該当法	騒音・振動特定施設（県条例）
法で定める種類	合成樹脂用射出成形機
工場名・対象設備	成形第●工場 ●●号機
環境管理部署へ連絡が必要となる事項	騒音又は振動の防止方法を変更（対策工事などにより騒音・振動が小さくなる場合も含む） ・移動、譲渡、廃棄
ラベル更新日	●年 ●月 ●●日
発行元	環境管理部署（内線：●●●●●） ※安全環境部の了承を得ず、ラベルを剥がさないこと

特定施設

水質

設置年月 年 月

注) 改造・移設・撤去・使用副資材変更時は届出が必要となるため総務課へ変更の90日前までに連絡下さい。

変更連絡の期限も明記

法届出設備

法律 届出日

機番

●●●●●

設備の変更・移設・廃止、使用薬品の更新時は、E-2-024環境関連届出実施基準に基づき、E-3-004届出依頼書にて届出すること。

法を遵守します

法定届出設備

<input type="checkbox"/> 特定機械・設備	<input type="checkbox"/> ばい煙発生施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 危険・有害な作業機械	<input type="checkbox"/> 水質特定施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 高周波発生施設	<input type="checkbox"/> 粉じん発生施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 高圧ガス施設	<input type="checkbox"/> ダイオキシן特定施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 危険物	<input type="checkbox"/> 騒音・振動発生施設	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設	<input type="checkbox"/>

移設、変更（仕様、副資材等）、廃止の際は安全・環境の管理部署へ連絡すること

管理 No. SF-066

法定届出設備

<input type="checkbox"/> 特定機械・設備	<input type="checkbox"/> ばい煙発生施設	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 危険・有害な作業機械	<input type="checkbox"/> 水質特定施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 高周波発生施設	<input type="checkbox"/> 粉じん発生施設	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 高圧ガス施設	<input type="checkbox"/> ダイオキシן特定施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 危険物	<input type="checkbox"/> 騒音・振動発生施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設	<input type="checkbox"/>

この設備を廃止、移設、改造する場合は安全・環境の管理部署へ連絡すること

管理 No.

環境関係法令対象施設

※改修、改造、廃止時は、必ず下記へ連絡
連絡先：P-E環境部 環境管理室

<input type="checkbox"/>	ばい煙発生施設
<input type="checkbox"/>	粉じん発生施設
<input type="checkbox"/>	VOC排出施設
<input type="checkbox"/>	水質特定施設
<input type="checkbox"/>	騒音発生施設
<input type="checkbox"/>	振動発生施設
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物処理施設
<input type="checkbox"/>	高周波利用設備
<input type="checkbox"/>	その他条例等に定める施設

水 特定施設

届出日 機番

●●●●●


注意 廃止、変更の場合は官庁届出が必要です。
(変更とは…構造変更・使用液変更・移設等)
必ずプラント・環境技術部生産環境室または地区環境保全事務局へ事前連絡下さい。

届出設備ラベル・明示板等（設備の機番や管理No.を記載）

環境法 届出施設

法律 管理No.

機番



廃止、移設をする場合は環境担当部署へ事前連絡のこと

法届出設備

法律 届出日

機番

設備の変更・移設・廃棄、使用品の変更時は、E-2-024環境関連法規届出実施基準に基づき、E-3-004官庁届出依頼書にて届出すること。

法を順守します

水 特定施設

届出日 機番

注意 廃止、変更の場合は届出が必要です。
(変更とは…構造変更・使用液変更・移設等)
必ず プラント・環境技術部生産環境室または
地区環境保全事務局へ事前連絡下さい。

法定届出設備

<input type="checkbox"/> 特定機械・設備	<input type="checkbox"/> ばい煙発生施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 危険・有害な作業機械	水質特定施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 高周波発生施設	粉じん発生施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 高圧ガス施設	ダイオキシン特定施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 危険物	騒音・振動発生施設	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> その他	産業廃棄物処理施設	<input type="checkbox"/>

移設、変更（仕様、副資材等）、廃止の際は
安全・環境の管理部署へ連絡すること

管理 No. SF-066

法定届出設備

<input type="checkbox"/> 特定機械・設備	<input type="checkbox"/> ばい煙発生施設	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 危険・有害な作業機械	水質特定施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 高周波発生施設	粉じん発生施設	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 高圧ガス施設	ダイオキシン特定施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 危険物	騒音・振動発生施設	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> その他	産業廃棄物処理施設	<input type="checkbox"/>

この設備を廃止、移設、改造する場合は
安全・環境の管理部署へ連絡すること

管理 No.

法定届出施設 社内管理用ラベル

ラベル番号	D - ゴ - ●●
該当法	騒音・振動特定施設（県条例）
法で定める種類	合成樹脂用射出成形機
工場名・対象設備	成形第●工場 ●●号機
環境管理部署へ 連絡が必要となる事項	・騒音又は振動の防止方法を変更 (対策工事などにより騒音・振動が小さくなる場合も含む) ・移動、譲渡、廃棄
ラベル更新日	●年 ●月 ●●日
発行元	環境管理部署（内線：●●●●） ※安全環境部の了承を得ず、ラベルを剥がさないこと

注意！フロン排出抑制法 対象設備！

この設備を破棄する場合は、
フロンの回収破壊が必要です。
フロンの回収破壊を実施する場合は
DASを参照してください。
“DAS 611001 フロン排出管理基準”

機番: 設置: 年 月

フロンの
ラベルも
あり

Y2-0915

法令特定施設・第一種特定フロン機器 明示板		
機器種類	法令特定施設	第一種特定機器
関連法令	騒音・振動	フロン排出抑制法
管理番号	NHA-001	ド-1(コ-1)
分類	圧縮機	
施設名	コンプレッサー1号	
登録(設置日)	2003年 8月 1日	
行政届出日	1990年 9月 14日	
ライン名・設置場所	第1工場 工務事務所上	
定格出力・能力等	37 kW	
【管理部署の実施事項】		
1.誰もがしやすい位置に掲示		
2.汚れ・破損した場合は環境部門へ連絡し、再発行		
3.廃却時は環境部門へ返却		

24.07

届出設備ラベル・明示板等（その他の情報）

特定施設の
種類も掲載

ラベルの
取扱いを
記載

設置場所を
掲載

AC 法定届出施設 社内管理用ラベル	
ラベル番号	D - ゴ - ●●
該当法	騒音・振動特定施設 (県条例)
法で定める種類	合成樹脂用射出成形機
工場名・対象設備	成形第●工場 ●●号機
環境管理部へ 連絡が必要となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 騒音又は振動の防止方法を変更 (対策工事などにより騒音・振動が小さくなる場合も含む) 移動、譲渡、廃棄
ラベル更新日	●年 ●月 ●●日
発行元	環境管理部 (内線●●●●) ※安全環境部の了承を得ず、ラベルを剥がさないこと

Y2-0919		
法令特定施設・第一種特定フロン機器 明示板		
機器種類	法令特定施設	第一種特定機器
関連法令	騒音・振動	フロン排出抑制法
管理番号	NHA-001	ド-1(コ-1)
分類	圧縮機	
施設名	コンプレッサー1号	
登録(設置日)	2003年 8月 1日	
行政届出日	1990年 9月 14日	
ライン名・設置場所	第1工場 工務事務所上	
定格出力・能力等	37 kW	
<p>【管理部署の実施事項】</p> <p>1.誰もがしやすい位置に掲示</p> <p>2.汚れ・破損した場合は環境部門へ連絡し、再発行</p> <p>3.廃却時は環境部門へ返却</p>		

注意!フロン排出抑制法 対象設備!

この設備を破棄する場合は、フロンの回収破壊が必要です。フロンの回収破壊を実施する場合はDASを参照してください。

“DAS 611001 フロン排出管理基準”

機番: _____ 設置: _____ 年 月

法届出設備

法律	届出日
	機番

設備の変更・移設・廃却、使用薬品の変更時は、E-2-024環境関連法届出実施基準に基づき、E-3-004官庁届出依頼書にて提出すること。

法を順守します

社内ルール
マニュアルへ
誘導

届出設備ラベル・明示板等（素材、色、困り事）

設備と
同化しない
濃色

マグネット式
紛失の恐れ

屋外設備で
耐久性が課題

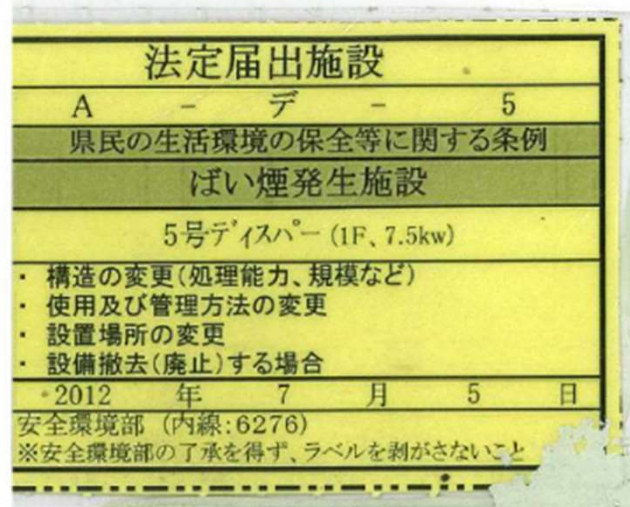
シール

廃止時に返却が困難



ラミネート+両面テープ

廃止時に返却が容易



設備の塗替え時に
一部見えなくなる…

注意喚起の
黄色

油性ペンで
書いたものは
清掃時に
消える…

テプラシール
貼付の場合
文字は消えないが
剥がれる恐れあり

実物を展示していますので、手に取ってご確認ください

事例研究部会 所感

- 各社とも届出に関する類似した課題を抱えており、特に施設発注部署・施設使用部署の意識・知識のレベルアップ（教育等）が大きな課題である
- 各社の生の声を聞き、自社の立ち位置を知る良い機会になった
- 関連法令は非常に多く、年々規制が厳しくなっているため、各社の不安を払拭できる情報交換の場が今後も望まれる

ご清聴ありがとうございました